

(案)

坂町個別がん検診（子宮頸がん検診）業務委託契約書

※R6年度の契約書です

※乳がん検診の場合、子宮頸がん検診を乳がん検診と読み替える（ただし住民の自己負担額は乳と子宮頸で異なる）

坂町（以下「甲」という。）と《委託医療機関》（以下「乙」という。）は、ここに坂町個別がん検診（子宮頸がん検診）業務委託契約を締結した。

（目的）

第1条 甲は、健康増進法（平成14年8月2日法律第103号）第19条の2の規定に基づく健康増進事業として実施するがん検診のうち、一定年齢に達した女性に対して実施する子宮頸がん検診に係る業務を、乙に委託する。

（委託業務等）

第2条 甲が乙に委託する業務の内容は、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知）以下「がん検診実施指針」という）に基づく子宮頸がん検診とし、甲が交付する坂町個別がん検診費用助成券（以下「助成券」という。）を提示した者（以下「受診者」という。）に対し、実施するものとする。

2 乙は、助成券に記載された氏名・住所等については、受診者の保険証又は運転免許証等で十分に確認するものとする。

3 乙は、結果について受診者に説明するとともに、子宮頸がん検診受診票兼結果報告書（様式1）を手交又は郵送する。

4 乙は受診者が精密検診対象者であったときには、受診者に子宮頸がん精密検査受診のお知らせ（様式2）、子宮頸がん精密検査依頼書兼結果報告書（様式3）を手交又は郵送する。

5 第1項に規定する助成券の検診内容及び委託料は、別表1に掲げるとおりとする。

（委託期間）

第3条 この契約は、令和6年4月1日から効力を有するものとし、その委託期間は、令和7年3月31日までとする。

（受診者負担）

第4条 子宮頸がん検診に係る受診者負担額は、1件あたり2,390円とし、受診者が直接乙に支払うこととする。ただし、生活保護世帯及び町民税非課税世帯に属する者については、受診者負担を減免する。

（検診業務に係る委託料の請求及び支払）

第5条 乙は、第2条に規定する委託業務を実施したときは、当該月分を取りまとめ、翌月10日までに、委託料請求書（様式第4）に助成券及び複写した子宮頸がん検診受診票兼結果報告書を添えて、甲に請求するものとする。

R7は受診者自己負担変更の可能性あり↓

2 甲は、前項の請求書等が適正であると認めたときは、速やかに乙に委託料を支払うものとする。

3 乙において、助成券及びがん検診実施指針に定められた内容と異なる業務・請求を行った場合は、乙の責任・負担とし、甲からの委託料は支払われないものとする。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約の履行により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

(個人情報の保護)

第7条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約の解除)

第8条 甲、乙いずれか一方がこの契約に違反したときには、その相手方は、この契約を解除できるものとする。

(疑義の解決)

第9条 この契約に定める事項に疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲と乙が記名・押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和6年4月1日

甲 広島県安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1番1号  
坂町長 吉田 隆行

乙 《委託医療機関住所》  
《委託医療機関名》  
《代表者名》

別表 1

助成券の種類	検診内容	一人当たりの委託料単価（消費税含む）
子宮頸がん検診 助成券	子宮頸がん検診（細胞診）	広島市と同等若しくはそれ以上を想定

# 令和6年度坂町個別がん検診（助成券）業務のながれ

## 受診できる期間は、令和7年3月31日までです

①

役場保険健康課が助成券を対象者へ交付する。



②

受検者が医療機関に予約する。



③

受検者が医療機関を受診する。

R7～受診者自己負担  
変更の可能性あり

### 【本人が持参する物】

- ・ 受検者負担金（非課税世帯は無料） 子宮頸がん検診：2,390円  
乳がん検診：2,880円
- ・ 助成券（※令和6年度の券であることを確認する）
- ・ 健康保険証（※本人確認をする。）
- ・ 健康診査自己負担金減免証明書（非課税世帯のみ。自己負担金が無料になりますが、事前に役場での申請が必要です。）

④

検診後

医療機関 ⇒ 受検者・・・検診結果を説明し、結果報告書を渡す。

（必要な方には精密検診紹介状等もあわせて渡す。）

医療機関 ⇒ 役場保険健康課・・・請求書、結果報告書、助成券を送付する

※受診票兼結果報告書、精検紹介状等は昨年度送付したものをお使いいただけます。

意向確認書に記載のありました医療機関には順次発送いたしますが、不足がありましたらお手数ですがご連絡をお願いいたします。

問合せ先 役場保険健康課 Tel 820-1504  
（担当：宮下）